

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美 外

被告 国

## 意見陳述要旨

令和6年6月27日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告 内山 由香里

原告 小池 幸夫

- 1 原告の内山由香里・小池幸夫です。私たち夫婦はこの33年間に3回結婚とペーパー離婚を繰り返し、現在は事実婚の状態です。3回改姓し、約25年間通称を使用してきた内山が意見を述べます。
- 2 私が自分自身のフルネームの名前を意識した最初の記憶は幼稚園の入園式です。自宅の玄関を出た私の胸につけられた真っ白な布の名札、そこに母がひらがなで書いてくれた「うちやまゆかり」という文字が躍っていたのを、なぜだか鮮明に覚えています。それ以来、何千回も名乗り続け、また呼ばれ続けてきた「内山由香里」という名前はわたしそのものだという感覚があります。
- 3 1991年、夫と私は結婚しました。職場結婚だったため、同僚から「結婚するんだって？ おめでとう。小池さんになるんだね。仕事はどうするの？」と声をかけられました。その言葉に私は衝撃を受け

ました。夫は決して同じことを聞かれないことに大きな違和感とやり場のない怒りを覚えました。私だけ姓を変えるのは不公平だし、私は他の誰でもない「内山由香里」なのだから、結婚して違う人間にならなければいけないのはおかしいと思ったのです。その後、2人で話し合う中で、夫の姓で婚姻届は出し、私は「内山」の姓を使い続けるということで妥協して新生活をスタートしました。

幸い、職場は理解があり、通称使用ができました。しかし戸籍姓の力は絶大です。給与明細、税金関係、健康保険証などがすぐに戸籍姓になり、銀行口座も名義変更しないと給与が振り込まれなくなり、運転免許証、パスポートなども名義変更せざるを得なくなりました。その都度仕事を休み、手数料を払い、私の名前は消されていきました。さらにクレジットカード、保険なども名義変更が必要になりました。姓を変えない側は何一つ変える必要はないのに、です。こんな理不尽なことがあるのでしょうか。

- 4 こうして、結婚しても別姓で通すはずが、私の名前は社会的にじわじわと抹殺されていきました。長年通称使用をしましたが、私にとって戸籍名を使うことは他人の靴を履いているような、サイズの合わない服を着ているような違和感が常にありました。また戸籍名と通称という2つの名前があるためにいつも印鑑を2つ持ち歩き、使い分けも面倒でした。通称使用ができることで不利益が解消されたと感じたことは一度もありません。むしろ肝心な時には通称は全く使えず、生来の名前が本当の名前ではないことを痛感し、常に不快感や喪失感を突き付けられました。そして公的に自分が「内山由香里」であると証明するものが何もないということは、「内山」として生きているつもりで

も「内山」として死ねない、つまり通称使用というのは結局、実態のない幽霊のようなものなのだと思います。

- 5 また別姓や通称使用をすることに対して、「有名人でもなくせに」「わがまま」という誹謗中傷も受けました。でもよく考えてみると、多くの男性は姓を変えなくてもわがままだと言われることはありません。これが男女差別ではなく、何だというのでしょうか。

私たちは昨年秋から事実婚の状態です。お互い50代60代になったことで病気や入院などの不安もあります。もし大きな病気やケガなどで手術が必要になったら、亡くなったら…などと考えだすと、法律婚の夫婦の場合は全く問題にならないことが逐一不安の種になり、事実婚には不利益や不安が伴うものであることを痛感しています。

通称使用の不都合を痛感し、3回ペーパー離婚をした私たちですが、夫である小池も私も、選択的夫婦別姓が実現したら一刻も早く法律婚をしたいと考えています。

以上